

二十七 返品調整引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(特約を結んでいる法人の範囲)</p> <p>11 - 3 - 1 の 3対象事業.....</p> <p>(売掛金の範囲)</p> <p>11 - 3 - 2 (注) 11 - 2 - 17 の (注)</p> <p>(割戻しがある場合の棚卸資産の販売の対価の額の合計額等の計算)</p> <p>11 - 3 - 3対象事業.....</p> <p>(1)「各事業年度終了の日以前 2 月間における対象事業に係る棚卸資産の販売の対価の額」の合計額.....</p> <p>(算式) </p> <p>(2) 令第101条第 2 項第 1 号《返品率》に規定する「当該対象事業に係る棚卸資産の販売の対価の額の合計額」は、同項柱書きに規定する「買戻事業年度」において割戻しをした金額を控除しないところの金額による。</p> <p>(3) 令第101条第 3 項《売買利益率》に規定する「当該事業年度における当該対象事業に係る棚卸資産の販売の対価の額の合計額」は、当該事業年度において割戻しをした金額を控除した金額による。</p> <p>(注)</p>	<p>(特約を結んでいる法人の範囲)</p> <p>11 - 3 - 1 の 3指定事業.....</p> <p>(売掛金の範囲)</p> <p>11 - 3 - 2 (注) 11 - 2 - 15 の (注)</p> <p>(割戻しがある場合の棚卸資産の販売の対価の額の合計額等の計算)</p> <p>11 - 3 - 3指定事業.....</p> <p>(1)「各事業年度終了の日以前 2 月間における当該指定事業に係るたな卸資産の販売の対価の額の合計額」.....</p> <p>(算式) </p> <p>(2) 令第101条第 2 項《返品率》に規定する「当該事業年度及び当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度における当該指定事業に係るたな卸資産の販売の対価の額の合計額」は、これらの事業年度において割戻しをした金額を控除しないところの金額による。</p> <p>(3) 令第101条第 3 項《売買利益率》に規定する「当該事業年度における当該指定事業に係るたな卸資産の販売の対価の額の合計額」は、当該事業年度において割戻しをした金額を控除した金額による。</p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特約に基づく買戻しがある場合の期末前 2 月間の棚卸資産の販売の対価の額の合計額)</p> <p>11 - 3 - 4 令第101条第 1 項第 2 号《販売高基準》に規定する「各事業年度終了の日以前 2 月間における<u>対象事業に係る棚卸資産の販売の対価の額</u>」の合計額は、その<u>対象事業</u>につき特約に基づく棚卸資産の買戻しに係る対価の額がある場合であっても、当該対価の額を控除しないで計算するものとする。</p> <p>(買戻しに係る対価の額の計算)</p> <p>11 - 3 - 5 令第101条第 2 項第 2 号《返品率》に規定する「<u>棚卸資産の買戻しに係る対価の額の合計額</u>」</p>	<p>(特約に基づく買戻しがある場合の期末前 2 月間の棚卸資産の販売の対価の額の合計額)</p> <p>11 - 3 - 4 令第101条第 1 項第 2 号《販売高基準》に規定する「各事業年度終了の日以前 2 月間における<u>当該指定事業に係るたな卸資産の販売の対価の額の合計額</u>」は、その<u>指定事業</u>につき特約に基づく棚卸資産の買戻しに係る対価の額がある場合であっても、当該対価の額を控除しないで計算するものとする。</p> <p>(買戻しに係る対価の額の計算)</p> <p>11 - 3 - 5 令第101条第 2 項《返品率》に規定する「<u>たな卸資産の買戻しに係る対価の額の合計額</u>」</p>